

# 「TPP11協定」の概要

平成30年5月18日(金)  
内閣官房TPP等政府対策本部  
<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/>

# 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

## 背景

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定について、離脱を表明した米国以外の国との間で一部条文を除く同協定の内容を実現するための協定。
- 米国の不在に伴い停止する項目を絞り込み、TPP協定の高い水準を維持。

## 【交渉経緯】

2010年3月 TPP協定交渉開始(当初は8か国)

2013年7月 日本が交渉参加

2016年2月 署名(於: NZ・オークランド)

2017年

1月20日 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報

1月23日 トランプ米大統領、TPP離脱の大統領覚書を発出

3月14-15日 TPP閣僚会合(於: チリ)

5月21日 TPP閣僚会合(於: ベトナム)

→ TPP協定の早期発効に向けた選択肢を、11月のAPEC首脳会議までに検討。

7月-11月 TPP高級事務レベル会合(計4回開催(3回は日本が主催))

11月8-10日 TPP閣僚会合(於: ベトナム): 大筋合意

2018年

1月22-23日 TPP高級事務レベル会合(於: 日本・東京)

→ 協定本文及び凍結項目を確定。

3月8日 署名式(於: チリ・サンティアゴ)

日本  
オーストラリア  
ブルネイ  
カナダ  
チリ  
マレーシア  
メキシコ  
ニュージーランド  
ペルー  
シンガポール  
ベトナム

## 参加国

## 人口合計

約5億人

## GDP合計

約10兆ドル

## 貿易総額

約5兆ドル

## 主な内容(全7条)

### 第1条: TPP協定の組込み

### 第2条: 特定の規定の適用の停止

※ISDS(投資合意、投資許可)、生物製剤データ保護等の22項目を停止(うち11項目は知財関係)

### 第3条: 効力発生

※6か国の締結完了

### 第4条: 脱退

### 第5条: 加入

### 第6条: 本協定の見直し

※TPP協定の効力発生が差し迫っている場合又はTPP協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、本協定の改正及び関係する事項を検討するため、本協定の運用を見直す。

### 第7条: 正文(英、西、仏)

【出典】世界銀行  
(数字は2015/2016年)

# 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

## 早期締結の必要性

- 参加国間で、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、幅広い分野で新たなルールを構築するTPP協定を実施する。
- 海外の成長市場を取り込み、我が国の未来投資戦略2017に寄与する。
  - ・ 実質GDP: 約1.5%押し上げ  
(約8兆円に相当(2016年度GDP水準で換算))(※)
  - ・ 労働供給: 約0.7%(約46万人)増加(※)
- 世界で保護主義的傾向が強まる中、自由で公正な21世紀型のルールを作っていく上で重要な一歩であり、米国や他のアジア太平洋諸国・地域に対しても積極的なメッセージになる。

(※)TPP協定(12か国)の経済効果分析

・ 実質GDP: 約2.6%押し上げ  
(約14兆円に相当(2014年度GDP水準で換算))  
・ 労働供給: 約1.3%(約80万人)増加

## 【21世紀型ルールの例】

### <投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

### <貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

### <電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

### <国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

### <知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

# TPP協定の全体像

※前文に加え、以下の30章で構成。

(1)冒頭の規定及び一般的定義 TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共に存することができるることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。	(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(3)原産地規則及び原産地手続 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された产品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。	(4)織維及び織維製品 織維及び織維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。	(5)税関当局及び貿易円滑化 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。
(6)貿易救済 ある产品的輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該产品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。	(7)衛生植物検疫(SPS)措置 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかかるないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(8)貿易の技術的障害(TBT) 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要的障害とならないように、ルールを定める。	(9)投資 投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(10)国境を超えるサービスの貿易 内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。
(11)金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(12)ビジネス関係者の一時的な入国 ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。	(13)電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(14)電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15)政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
(16)競争政策 競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。	(17)国有企业及び指定独占企業 国有企业と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企业の規律について定める。	(18)知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。	(19)労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(20)環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(21)協力及び能力開発 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(22)競争力及びビジネスの円滑化 サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。	(23)開発 開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。	(24)中小企業 中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。	(25)規制の整合性 加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。
(26)透明性及び腐敗行為の防止 協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに關わる事項等を定める。	(27)運用及び制度に関する規定 協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に關わる事項等を定める。	(28)紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。	(29)例外 締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。	(30)最終規定 TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。

# 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

## 凍結項目一覧

- 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文)
- ISDS(投資合意、投資許可)関連規定(第9章の一部)
- 急送便サービス(附属書10-B 5及び6)
- 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等)
- 電気通信紛争解決(第13・21条1(d))
- 政府調達(参加条件)(第15・8条5)
- 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部)
- 知的財産の内国民待遇(第18・8条1注2の第3及び4文)
- 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文)
- 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条)
- 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条)
- 一般医薬品データ保護(第18・50条)
- 生物製剤データ保護(第18・51条)
- 著作権等の保護期間(第18・63条)
- 技術的保護手段(第18・68条)
- 権利管理情報(第18・69条)
- 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条)
- インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F)
- 保存及び貿易(第20・17条5の一部)
- 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条)
- ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部)
- マレーシアの国有企业留保表の一部(附属書IVの一部)

# 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」の概要

## 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案の概要

### 1. 背景

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(TPP整備法)について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 改正の概要

#### A. 題名の改正 (TPP整備法題名)

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」



「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」

#### B. 施行期日の改正 (TPP整備法附則第1条)

◇ 一部の規定を除き、

環太平洋パートナーシップ協定  
の発効日



環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定  
の発効日

## 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案による主な改正内容

### TPP整備法の現状

整備対象となる11本の法律のうち

- 〔 GI法の改正 : 施行済 〕
- 〔 他10本の法律の改正 : 未施行(施行期日は環太平洋パートナーシップ協定(TPP12協定)の発効日) 〕

### 主な改正内容

○TPP整備法のうち、現状未施行となっている以下の10本の法律の改正規定について、施行期日を環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の発効日に改正する(TPP整備法附則第1条)。

- ①関税暫定措置法(※1)
- ②経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律
- ③著作権法(※2)
- ④特許法(※2)
- ⑤商標法
- ⑥医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ⑦私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ⑧畜産物の価格安定に関する法律
- ⑨砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
- ⑩独立行政法人農畜産業振興機構法

※1 牛肉の関税緊急措置の廃止に係る規定の施行期日は、TPP12協定の発効日のまつとる(TPP11協定の発効時点では、当該措置は存続)(TPP整備法第4条、第4条の2(新設)及び附則第1条)。

※2 TPP11協定上の凍結項目(「著作物等の保護期間の延長」、「技術的保護手段」、「衛星・ケーブル信号の保護」及び「審査遅延に基づく特許権の存続期間の延長」)を含む(TPP整備法附則第1条)。

\* なお、TPP12協定を引用した箇所については、TPP11協定に対応できるよう規定を整備する。

**環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律  
(TPP整備法)(平成28年法律第108号)の概要**

**1. 法律の概要**

1. 原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う。(①関税暫定措置法及び②経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)
2. 知的財産について、以下の規定の整備を行う。
  - (1)著作権等の存続期間を50年から70年に延長、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為について、原則、著作権等を侵害する行為とみなす<sup>(※)</sup>とともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくとも公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う。(③著作権法) (※)刑事罰の対象とはしない。
  - (2)発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度(出願後、審査に時間がかかった場合(出願から5年又は審査請求から3年)、特許権の存続期間(原則出願から20年)の延長ができる制度)の規定の整備を行う。(④特許法)
  - (3)商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う。(⑤商標法)
3. 外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。(⑥医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
4. 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自動的に解決する制度の規定の整備を行う。(⑦私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
5. 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置等の規定の整備を行う。(⑧畜産物の価格安定に関する法律、⑨砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び⑩独立行政法人農畜産業振興機構法)
6. 国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行う。(⑪特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法))

**2. 施行期日**

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(GI法は、平成28年12月26日に施行済)。

# 「総合的なTPP等関連政策大綱」 のポイント

# 「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」

## 新輸出大国

### ＜輸出促進によるグローバル展開推進＞

#### 1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPP等の普及・啓発
- 中堅・中小企業等のための相談体制の整備

#### 2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

## 国内産業の競争力強化

### ＜TPP等を通じた国内産業の競争力強化＞

#### 1 TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

#### 2 TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

- 地域に関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化
- 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

### ＜食の安全、知的財産、政府調達＞

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等
- 政府調達に係る合意内容の正確かつ丁寧な説明

## 農政新時代

### ＜農林水産業＞

#### 1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

政策大綱策定以降、各種の体質強化策を実施。引き続き必要な施策を実施。

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 國際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進  
—国産チーズ等の競争力強化 等
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

#### 2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

TPP又はEU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、協定発効に合わせて経営安定対策の充実の措置を講ずる。

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

# ① 輸出促進によるグローバル展開推進

## 新輸出大国(中堅・中小企業等の海外展開支援)

◆海外展開を図る中堅・中小企業等を専門家・支援機関による支援を通じ後押し。

### <「新輸出大国コンソーシアム」>

- 複数の支援機関が協力(ワンストップ)
- 支援策を組合せ、より効果的な支援メニューを提供

※支援内容:

海外展開計画の策定、市場調査、現地での商談、バイヤーの選定 等

#### <国内>

##### 事務局(JETRO)

###### <支援機関>

JETRO	日本規格協会
NEXI	商工会議所
NEDO	商工会
工業所有権情報・研修館	よろず支援拠点
中小機構	金融機関
JICA	地方自治体
経済産業局	等

支援措置の提供

##### 中堅・中小企業等

支援措置の提供

相談

- コンサルティング
- 支援策の紹介

事業者のニーズに合わせて  
支援策を選択

#### <海外>

外務省  
(在外国館含む)  
連携・協力

JETRO

JICA

海外産業人材育成協会(AOTS)

金融機関

法律事務所

会計事務所

コンサル

## 新輸出大国コンソーシアムによる支援の状況

### ①支援機関: 1103機関

政府・政府関係機関等、自治体、商工会議所・商工会、地方銀行、信用金庫等

### ②支援対象企業: 6282社

支援対象企業の業種: 工業、農水産業、卸売業 等

### ③専門家: 477名

商社OB、メーカーOB、コンサルタント 等

(平成29年10月13日時点)

### <例: 室町酒造 株式会社 (岡山県)>



- ◆実績の無かったカナダへの輸出を計画
- ◆コンソーシアムによる情報提供により州ごとに異なる販売規制に対応
- ◆専門家とともに現地での商談会で新規販路を開拓
- ◆約1,000本の取引が実現

### <今後の取組>

◆支援対象にEU市場への展開を図る企業を追加するとともにEU市場の実情を踏まえ、支援の一層の充実を行う。

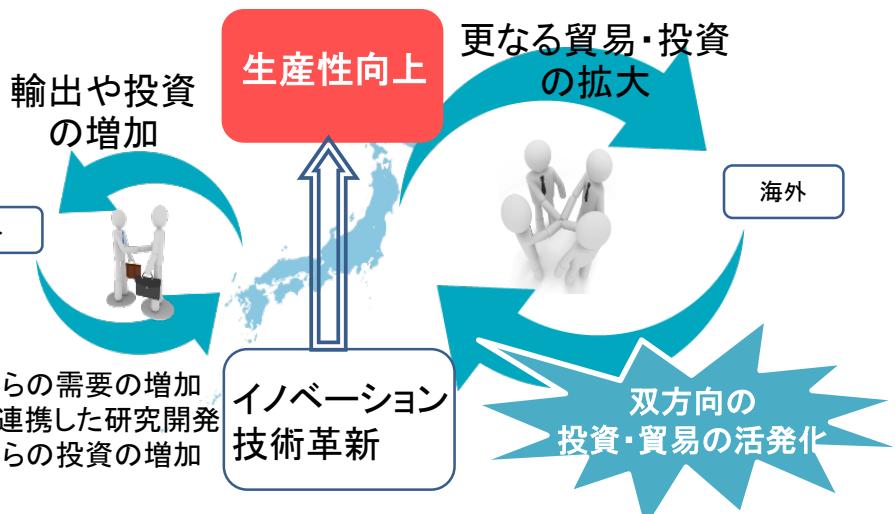
- ・EU市場向けの専門家が事業計画策定から市場開拓に至るまでを支援
- ・EUの規格・規制対応(例:CEマーク)を支援
- ・地域商社等の活用によるEU市場への展開を支援 等

## ② TPP等を通じた国内産業の競争力強化

### グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）

- ◆我が国企業の海外展開が進み、我が国企業の強みである優れた技術力等が海外で認知され、海外からの投資が期待。
- ◆優れた技術力等を有する我が国企業が海外展開できるよう基礎体力、体質強化を図る。

### 貿易・投資の拡大の恩恵を我が国に取り込む 好循環の拡大



### 中堅・中小企業と外国企業との共同開発等を通じた 事業拡大の事例

#### <戸田工業(化学素材、広島県、従業員390名)>

- ◆トナー等を製造している戸田工業の顔料に仏の化粧品メーカーが着目。
- ◆当該仏の化粧品メーカーは、日本に研究所を設立。戸田工業と共同で化粧品顔料を開発。  
(オープンイノベーション)  
※口紅やファンデーションとして世界中で販売。



- ◆独BASFとりチウムイオン電池用素材の合弁会社設立（山陽小野田市等に工場）

### <今後の取組>

- ◆外国企業と中小企業とのマッチング支援
    - ・例えば、J-GoodTech（ジェグテック）では、国内大企業と国内中小企業を中心にマッチングを実施中。
    - ・今後、外国企業と中小企業とのマッチング支援の推進。
- ※J-GoodTech: (独)中小企業基盤機構が運営する、国内中小企業の優れた技術を紹介し大企業等とのマッチングを支援するウェブサイト

### ③ 農林水産業

#### 農林水産分野におけるTPP対策

##### ① 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ・国際競争力のある産地イノベーションの促進
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ・合板・製材の国際競争力の強化
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ・消費者との連携強化 等

H27・28補正予算により、具体的な対策を実施

##### ② 経営安定・安定供給のための備え(経営安定対策)

- ・米:政府備蓄米の運営の見直し
- ・麦:経営所得安定対策の着実な実施
- ・牛肉・豚肉・乳製品:
  - 牛・豚マルキンの法制化
  - 牛・豚マルキンの補填率の引上げ
  - 豚マルキンの国庫負担水準の引上げ 等
- ・甘味資源作物:加糖調製品の調整金の対象化

必要な法的手当を実施  
TPP未発効のため、未実施

##### ③ 検討の継続項目

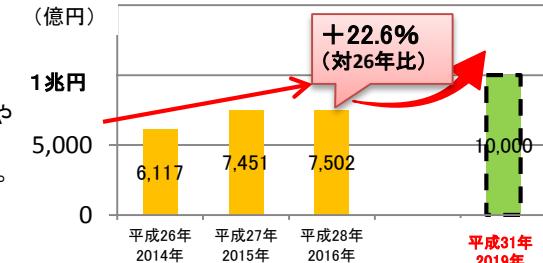
- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示 等

平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を決定

#### 対策の主な効果

##### <輸出促進策>

- 41の輸出拠点のうち、本年度までに19が稼働。
- 米、青果、水産物等の品目別にプロモーションや輸送技術の実証試験を実施。
- 農林水産物の輸出額は4年連続最高値を更新。1兆円目標を1年前倒し。



##### <その他の担い手等の体質強化策の例>

取組内容	事業実施による効果(実例)	全国での実施状況
認定農業者等が農業経営の発展に取り組む場合に必要な機械・施設の導入を支援	【27年度事業実施分】 経営体(397者)の経営改善 売上高:平均16%増 経営コスト:平均4%減 経営面積:平均15%拡大	H27補正:479地区・793経営体 H28補正:403地区・719経営体
畜産に関する施設整備や機械導入等を支援	【28年度事業実施分】 搾乳ロボット導入による乳量の増加 27.0kg → 29.1kg(頭/日) 8.0%増加	H27補正:施設整備431件 機械導入7,772件 H28補正:施設整備369件 機械導入3,718件

#### <今後の取組>

##### ◆これまで総合的なTPP関連政策大綱に盛り込まれていた施策

- 体質強化対策:引き続き実績の検証を踏まえた所要の見直しを行った上で、必要な施策を実施
- 経営安定対策:TPP又は日EU協定の発効に合わせて対策の充実等の措置
  - ・牛・豚マルキンの補填率引上げ(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準引上げ(国:生産者=3:1へ)
  - ・改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象化

##### ◆チーズ等の乳製品

- ・国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにする。原料面での低コスト・高品質化、製造面での低コスト・品質向上・ブランド化等

##### ◆構造用集成材等の木材製品

- ・加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等

##### ◆パスタ・菓子等

- ・国境措置整合性確保のための小麦のマークアップの実質的撤廃(パスタ原料)・引下げ

##### ◆輸出環境の整備等

- ・畜産物(豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品等)等の輸出条件の改善、国内の環境整備等

## ④ 地方公共団体等からの意見・要望（概要・一例）

### 輸出促進によるグローバル展開推進

- ◆ 新輸出大国コンソーシアムについて対象地域の拡大、支援の充実
- ◆ 各機関と連携した我が国の「中堅・中小企業」の海外進出支援のさらなる強化 等

（秋田県、大阪府 等）

### TPP等を通じた国内産業の競争力強化

- ◆ TPP協定等を契機とした事業者の生産性向上や新技術開発のための支援
- ◆ 新たな製品やサービス等の創出が期待できる産業に対しては、イノベーション創出を後押しするなど、さらなる産業発展に向けた取組 等

（福島県、東京都 等）

### 農林水産業

- ◆ 農林水産業の体质強化に向けた対策の充実・強化、必要な予算の確保
- ◆ 生産者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、経営安定対策の充実
- ◆ チーズ等の乳製品に関する対策への支援の充実・強化
- ◆ 製材等の木材製品に対する対策への支援の充実・強化
- ◆ 輸出環境の整備及び国内外での消費拡大対策
- ◆ 漁業の成長産業化 等

（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、全国農業協同組合中央会 等）

総合的なTPP等関連政策大綱を実現するための予算内訳

(単位:億円)

内訳	29年度 補正予算額
1 輸出促進によるグローバル展開促進	170
(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備	-
①TPP等の普及・啓発	-
②中堅・中小企業等のための相談体制の整備	-
(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援	170
①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化	40
②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進	88
③農林水産物・食品輸出の戦略的推進	37
④インフラシステムの輸出促進	5
⑤海外展開先のビジネス環境整備	-
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化	124
(1) TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策	23
①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進	-
②対内投資活性化の促進	23
(2) TPP等を通じた地域経済の活性化の推進	101
①地域に関する情報発信	101
②地域リソースの結集・ブランド化	-
③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化	-
3 分野別施策展開	3,171
(1) 農林水産業	3,170
①強い農林水産業の構築(体質強化対策)	3,170
②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)	-
(2) 食の安全・安心	-
(3) 知的財産	-
(4) 政府調達	-
(5) その他	1
合計	3,465

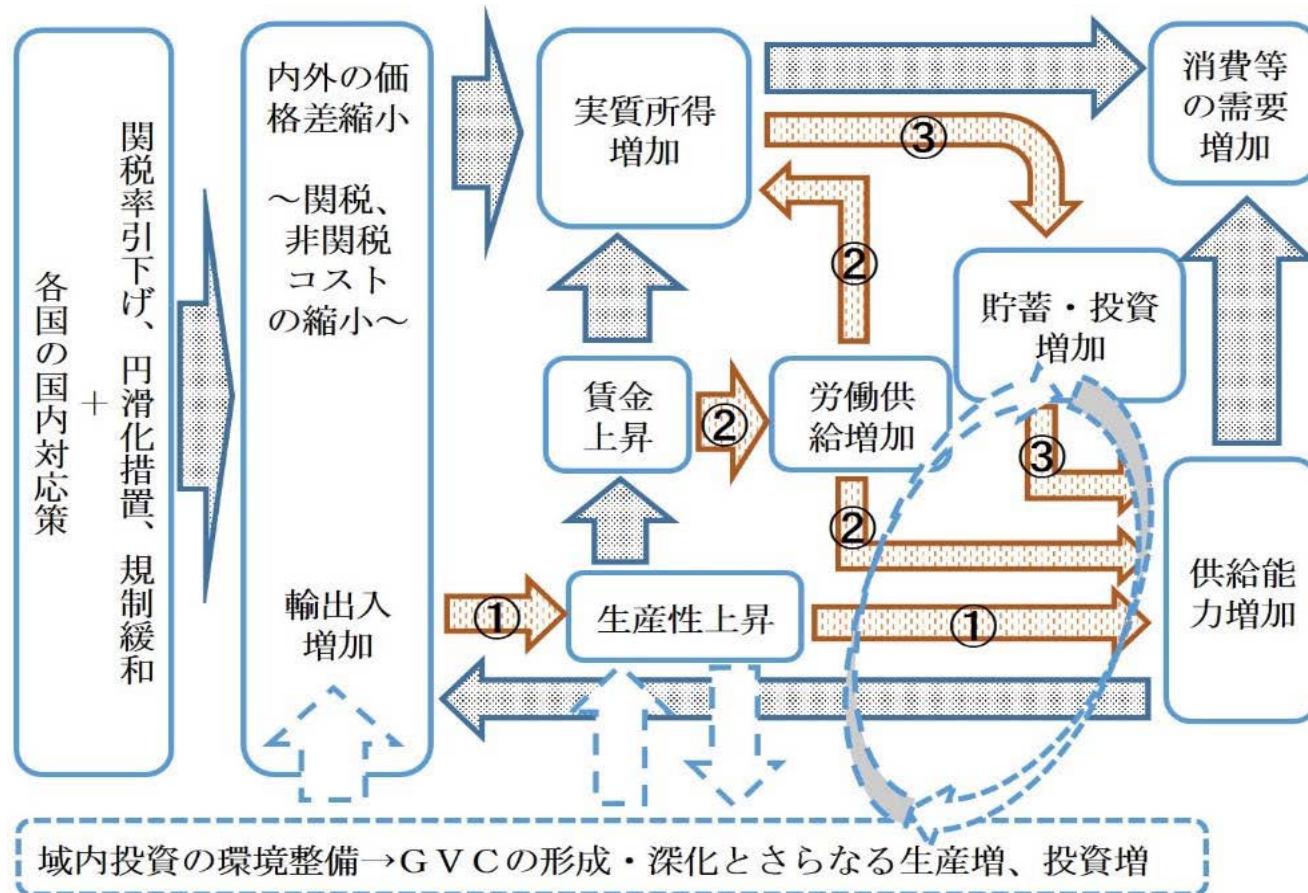
総合的なTPP等関連政策大綱を実現するための予算内訳

(単位:億円)

内訳	30年度 予算額
1 輸出促進によるグローバル展開促進	262
(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備	0.4
①TPP等の普及・啓発	0.4
②中堅・中小企業等のための相談体制の整備	-
(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援	262
①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化	105
②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進	127
③農林水産物・食品輸出の戦略的推進	2
④インフラシステムの輸出促進	27
⑤海外展開先のビジネス環境整備	1
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化	230
(1) TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策	223
①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進	223
②対内投資活性化の促進	0.03
(2) TPP等を通じた地域経済の活性化の推進	7
①地域に関する情報発信	7
②地域リソースの結集・ブランド化	-
③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化	-
3 分野別施策展開	35
(1) 農林水産業	-
①強い農林水産業の構築(体質強化対策)	-
②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)	-
(2) 食の安全・安心	33
(3) 知的財産	0.3
(4) 政府調達	-
(5) その他	2
合計	528

# 「経済効果分析」の概要

参考：GDP増加のメカニズムと導入されているダイナミックなメカニズム  
貿易開放度と生産性の関係、②実質賃金と労働供給、③投資と資本蓄積



出典：「日EU・EPAの経済効果分析」資料2（2017年12月21日  
内閣官房TPP等政府対策本部作成）P5. 図表2を抜粋